

交渉情報	NO.34	日本郵便信越支社 経営企画本部・人事部
JP労組信越地方本部	2022年10月17日	添付資料:2枚

時給制契約社員の資格給の特別加算の未実施に伴う精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部・人事部は、本日（10月17日）「時給制契約社員の資格給の特別加算の未実施に伴う精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2020年4月の制度改正により、新たに「内務・計画担当」が資格給の特別加算の対象となったが、今般、時給制契約社員の月例給与において、2020年10月以降、一部の郵便関係部でコールセンター業務を担当している社員を資格給の特別加算の対象としていなかったことにより、給与の一部支給漏れが発生したものです。

発覚の経緯および発生原因の詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び精算対象者等

	局名	部	精算期間	人数	精算額 (追給額)	精算時期
1	新発田郵便局	郵便部	2020/10～ 2022/7	1名	127,083円	2022年 9月月例
2	長野東郵便局	郵便部		3名	278,828円	2022年 10月月例
3	柏崎郵便局	郵便部・ 集配営業部		4名	313,447円	2022年 10月月例
4	高田郵便局	郵便部	2020/10～ 2022/8	5名	518,675円	2022年 10月月例

2 再発防止策（支社）

- (1) 年2回、支社から郵便局あて時給制契約社員の定期評価の指示文書を発出する際、指示文書中に本件事例を踏まえた確認事項を盛り込み、注意喚起を行う。
- (2) 期間雇用社員評価マニュアルの中で、コールセンター業務に従事する社員の資格給の特別加算の記載をQ&Aだけではなく、本文にも掲載する。
- (3) 時給制契約社員の定期評価の時期に、郵便局サポート情報等の情報紙を発行し、郵便局向けに注意喚起を行う。

3 再発防止策（郵便局）

給与事務担当者は、関係マニュアル及び指示文書等を十分確認の上、不明な点は支社へ照会する等して、時給制契約社員のスキル評価に係る事務に対する理解を深める。

また、給与事務担当者及び管理者は、定期評価を行う際、資格給の特例加算の要件を確認し、特例加算を含む給与額が正しく算定されているか双方で確認する。

4 主なやり取り

(1) 地本は精算対象者に対して、責任ある管理者が経緯も含め丁寧に説明すること、支社から発出される指示文書には過去に事例も含め掲載することを求めました。

支社は、対象者への説明について各局の郵便部長または総務部長が丁寧に説明を行う。指示文書については、過去の事例も含め掲載することで再発防止につなげるとしています。

(2) 地本は、賃金に関することでもあることから、再発防止策の徹底を求めるとともに、今回のような事案が発生した場合は、全体像が明らかになる前に地本へ情報提供することを申し入れ、支社も同様の認識であることを確認したことから周知します。

【労使対応】 単局窓口

※新発田局の対象者については既に本人へ説明済み、柏崎局の対象者については、本人及び組合窓口で説明済みです。